第１章　　総　　則

（名　　称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人　ケアプレイス　はなでんしゃ　という。

（事　務　所）

第２条　　この法人は、事務所を東京都八王子市長房町４１０番地１
イモトハイムＢ棟201号に置く。

（目　　的）

第３条　　この法人は、障害者や高齢者などの要介護者に対して、ドライブに行きたい、旅行がしたい、買い物に行きたい、散歩がしたい、観劇・映画・演芸等を観たい、など、要望に応じて気楽に家庭や施設から外出できるように、外出支援サービス、交流会レクレーション、福祉相談及び啓発、介護教室を行い、障害者や高齢者などの要介護者が充実した社会生活を送れるように支援し、並びに、本人の家族への助言や援助及び知識の普及に努め、さらに障害者や高齢者のさまざまな障壁をなくすよう広く社会に啓発し地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事　　業）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

1）買い物、散歩、ドライブ等の外出支援サービス事業
2）町内の老人会などで、マスゲーム等の交流会によるレクレーション事業
3）老人ホーム、福祉作業所等の福祉の悩み相談等の介護・福祉の普及および啓発事業
4）高齢者や障害者をかかえている家庭の方々への介護教室事業

第２章　　会　　員

（種　　別）

第６条　　この法人の会員は次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

1）正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人。
2）活動会員　この法人の目的に賛同して入会した労力を提供する個人及び団体
3）賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した事業を援助する個人及び団体

4）特別会員　この法人の目的に賛同して入会した介護、福祉等の学識経験者で理事会の推薦により、総会によって決定した者

（入　　会）

第７条　　会員の入会は、以下に定めるところによる。

1）正会員の入会については、特に条件は定めない。

2）活動会員の入会については、労力の提供をしていただける者。

3）賛助会員の入会については、今は活動の時間がないが、資金の援助をしていただける者。

4）特別会員の入会については、介護・福祉等の学問的な助言、提言をしていただける学識経験者。

2、前項の会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3、理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4、理事長は第２項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　　会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

1）退会届を提出したとき

2）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

3）継続して１年以上会費を滞納したとき

4）除名されたとき

（退　　会）

第１０条　　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　　名）

第１１条　　会員が次の各号のひとつに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

1）この定款に違反したとき

2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役　　員

（種別及び定数）

第１２条　　この法人に、次の役員を置く。

1）理事３人以上５人以内

2）監事１人

2、理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選　任　等）

第１３条　　理事及び監事は、総会において選任する。

2、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4、法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　　務）

第１４条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3、理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づいて、この法人の業務を執行する。

4、監事は、次に掲げる職務を行う。

1）理事の業務執行の状況を監査すること。

2）この法人の財産の状況を監査すること。

3）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任　期　等）

第１５条　　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2、補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3、役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4、第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日

後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　　任）

第１７条　役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2、前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報　酬　等）

第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3、前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　　議

（種　　別）

第１９条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２０条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２１条　総会は、以下の事項について議決する。

1）定款の変更

2）解散及び合併

3）会員の除名

4）事業計画及び予算並びにその変更

5）事業報告及び決算

6）役員の選任又は解任

7）役員の職務及び報酬

8）入会金及び会費の額

9）資産の管理方法

10）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４７条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
11）解散における残余財産の帰属
12）事務局の組織及び運営
13）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回、事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
2）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
3）監事が第１４条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）
第２３条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2、理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3、総会を招集するときには、会議の目的、場所、日時及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２４条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２５条　総会は、正会員総数の２分の１以上出席しなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第２７条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2、やむをえない理由により総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。
3、前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については出席し

たものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1）日時及び場所

2）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

3）審議事項

4）議事の経過の概要及び議決の結果

5）議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条　理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1）総会に付議すべき事項

2）総会の議決した事項の執行に関する事項

3）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1）理事長が必要と認めたとき

2）理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３２条　理事会は理事長が招集する。

2、理事長は前条第２号の場合には、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

3、理事会を招集するときは、会議の目的、場所、日時及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３４条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３５条　各理事の表決権は平等なものとする。

2、やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3、前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1）日時及び場所

2）理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

3）審議事項

4）議事の経過の概要及び議決の結果

5）議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　　産

（資産の構成）

第３７条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1）設立当初の財産目録に記載された資産

2）入会金及び会費

3）寄付金品

4）財産から生じる収益

5）事業に伴う収益

6）その他収益

（資産の区分）

第３８条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第６章　会　　計

（会計の原則）

第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４１条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第４２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日より始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第４５条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の２分の１以上が出席した総会において、その出席者の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2、この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　　散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1）総会の決議

2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

3）正会員の欠亡

4）合併

5）破産手続開始の決定

6）所轄庁による設立認証の取消し

2、前項１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3、第１項２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５０条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、破産手続開始決定による解散を除く。又は社員総会において理事以外の者を選任することができる。

（残余財産の帰属先）

第５１条　この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人または財団法人で当法人と目的を同じくする者のうち、総会において決議したものに譲渡するもとする。

（合　　併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については。この法人主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　事　務　局

（事務局の設置）

第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2、事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５５条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５６条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長がこれを定める。

第１０章　雑　　則

（細　　則）

第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付　　則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の成立当初の役員は別表のとおりとする。
3. この法人の成立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から１年以内の最初の事業年度終了後の通常総会終結の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１５年３月３１日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1）正 会 員　　入会金　　金3，０００円　月額会費　金2，０００円

2）活動会員　　入会金　　金1，０００円　月額会費　無　料

3) 賛助会員　　入会金１口　金１０，０００円　月額会費１口　金２，０００円

4) 名誉会員　　入会金　無 料　　月額会費　無　料

別　表　設立当初の役員

役職名	氏　名
理　事　長	中 田 一 男
副 理 事 長	大　家　昇
理　　事	中田智恵美
理　　事	畠 山 泰 子
理　　事	君 崎 和 子
監　　事	本 山 末 夫